

被扶養者だった方の保険料軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など(国民健康保険および国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方は、資格取得から2年を経過する月までの間に限り均等割額が5割軽減と決められています。平成28年度までは特例として均等割額が9割軽減となり、所得割額は賦課されていませんでした。

そのため下表のとおり、段階的に特例が廃止されます。

※現に被扶養者軽減特例を受けている方は、平成31年3月31日をもって軽減期間終了となります。

※平成29年4月1日以降後期高齢者医療制度の対象となった被扶養者の方の均等割額は、平成29年度は7割軽減となり、以降加入から2年を経過する月までの間に限り5割軽減となります。

※平成30年度以降の所得割額については、賦課開始時期を引き続き審議することとされました。

※いずれも、低所得による均等割額軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

■ 加入の前日まで社会保険の被扶養者だった方

軽減割合			
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
均等割 9 割 (所得割賦課せず)	均等割 7 割 (所得割賦課せず)	均等割 5 割 (所得割賦課未定)	加入から2年を経過する月まで均等割 5 割 (所得割賦課未定)

問合せ

○制度について: 広域連合お問合せセンター ☎ 0570-086151
9 (IP電話・PHSの方は☎03-3222-4496)へ

※土・日曜日、祝日を除く午前9時〜午後5時です。

○個別の相談・個人情報を含むことについて: 市民課高齢医療・年金係 ⑩137
※祝日を除く午前9時〜午後5時です。

後期高齢者医療保険料 特別徴収額 (年金からの引き落とし額) の 調整を行います

後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金からの引き落とし)は、4・6・8月に「仮徴収」、10・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいています。

○仮徴収(4・6・8月): 前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料額(2月と同額)を納めていただきます。

○本徴収(10・12月・翌年2月): 確定した年間の保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めていただきます。

■ 6月・8月の特別徴収額が変更になる場合があります

年度途中で保険料額に変更が生じたり、過去に前年と翌年の保険料額が大きく変わったりした方は、4・6・8月に2月と同額で仮徴収すると、1年間の保険料が前半(仮徴収)と後半(本徴収)で偏ってしまうことがあります。

そこで、1年間を通じて保険料額ができるだけ均等になるよう、6月と8月の仮徴収額を変更し、調整(平準化)します。

なお、6月と8月の特別徴収額が平準化により変更となっても、保険料の総額は変わりません。

※平準化は、平成27年中の所得額をもとに、前半と後半の保険料額に大きな差が出る方を対象としています(すべての方が平準化の対象となるわけではありません)。

※平準化を行っても、収入が変動するなどして保険料額が変わった場合は、年度内での各納期の保険料額に偏りが出ることがあります。

問合せ 市民課高齢医療・年金係 ⑩137

障害者の各種手当・助成制度の紹介

障害のある方が申請できる各種手当や助成制度を紹介します。

問合せ 障害福祉課障害福祉係^⑨ 173

手当の種類	対象など	手続きに必要なもの
特別障害者手当 (26,810円/月)	20歳以上で、重度の障害があるため日常生活に常時特別な介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1・2級程度および愛の手帳1・2度程度の障害が重複している、もしくはそれと同等の疾病・精神障害）の方 ※所得制限や除外規定あり	問い合わせてください
障害児福祉手当 (14,580円/月)	20歳未満で、重度の障害があるため日常生活に常時介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、またはそれと同等の疾病・精神障害）の方 ※所得制限や除外規定あり	問い合わせてください
重度心身障害者手当 (60,000円/月)	重度の知的障害で著しい精神症状などのため、常時特別かつ複雑な介護を必要とする方/重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方/重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ座っていることが困難な方および同程度以上の障害のある方 ※65歳以上の方は新規申請ができません。 ※所得制限や除外規定あり	問い合わせてください
心身障害者福祉手当 —都手当— (15,500円/月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度を持っている方、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方 ※障害認定を受けた年齢が65歳以上の方は申請できません。 ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または愛の手帳 印鑑 口座番号
心身障害者福祉手当 —市手当— (12,000円/月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度を持っている方 ※障害認定を受けた年齢が65歳以上の方は申請できません。 ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または愛の手帳 印鑑 口座番号
難病患者福祉手当 (7,500円/月)	国および都が指定する特殊疾病に該当し、東京都難病医療費等助成を受けている方 ※B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成、大気汚染医療費助成を除く	<ul style="list-style-type: none"> 特定医療費（指定難病）受給者証または難病^⑨医療券 印鑑 口座番号
タクシー費用・自動車ガソリン費用の助成 (どちらかを選択)	身体障害者手帳1・2級（下肢・体幹または内部機能障害については3級も含む）、愛の手帳1・2度を持っている方、脳性まひの方、進行性筋萎縮症の方に、タクシー費用またはガソリン費用の一部を助成します。 ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または愛の手帳 印鑑 口座番号
理容・美容サービス費用の助成 (どちらかを選択)	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度を持っている方で、肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能障害）1・2級の方、常時寝たきりの方、市・都民税非課税のいずれかに該当する方に、指定店での理容・美容サービスを受けることのできる券を発行します。 ※入院・入所の方は対象外 ※20歳未満は扶養義務者、20歳以上は本人が非課税の方	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または愛の手帳 印鑑
機能回復施術費用の助成	身体障害者手帳1～4級（70歳以上は1～6級）を持っている方に、指定店ではり・灸・マッサージを受けることのできる券を発行します。 ※入院・入所の方は対象外	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 印鑑
水道・下水道使用料の助成	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度を持っている方のいる市・都民税非課税世帯に、水道・下水道の最小口径の基本料金（月872円＋消費税）を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または愛の手帳 印鑑 水道料金領収書

※いずれも事前の申請が必要です。詳しくは、問い合わせてください。

※そのほかの福祉制度については、市公式サイトまたは市役所1階障害福祉課で配布する「ふれあい福祉のしおり」などで確認してください。